

高知くらしの護身術

239

高齢者の投資トラブル

不審な勧誘は断って

(2012年3月13日掲載原稿)

『未公開』『社債』『ファンド』などの投資に関するトラブルが、高齢者を中心に増加しています。

平成23年度上半期(4月から9月まで)に県立消費生活センターへ寄せられた投資に関する相談は77件に上りました。前年同期と比べ2倍以上に急増し、相談者の65%は60歳以上です。また被害額の平均はおよそ492万円で、総額は約2億1649万円でした。

悪質な投資勧誘事業者は「上場確実」「元本保証」「高価買い取り」「高利回り」などとうたい、投資の勧誘をしますが、実効性のない勧誘です。

事業者から送られてくるカタログ・パンフレット類はカラー小冊子で『資本金が数千万円』『創業が古い』などあたかも信頼できる事業者のような内容を書いています。が実際登記簿を確認すると全く違うケースもあります。

被害者がパンフレットに書かれてあった所在地に出向いたが事務所はなかったとの報告もありました。相手と連絡が取れない、または取りにくい状況になれば支払ったお金を取り返すことは極めて困難です。

投資の勧誘を受けた場合は以下の点に十分注意し安易に信じないようにして下さい。

①一般的に幅広い投資家に『未公開株』や『社債』の勧誘があるとは考えにくい②法律上、幅広い投資家に対して『ファンド』への出資の勧誘を行うことができるのは、金融庁(財務局)の登録を受けた事業者に限られる。

最近申し込んでもいないのに土地譲渡の担保権が届いたがどう対処したら良いかという相談もありました。うまい儲け話は決してありません。投資の勧誘はほとんどが電話で行われます。不審な勧誘を受けた場合はきっぱりと断り、個人情報なども伝えないようにしましょう。